

公益財団法人 公益事業支援協会

第5期事業計画（令和7年3月1日～令和8年2月28日）

第1 本年度の事業

当法人の事業目的は、公益活動を行う組織の設立・運営の支援及び公益活動を行う組織の普及啓発事業である。

この事業目的を達成するために以下のことを行う。

1. 相談事業

民間非営利活動の新たな創出を支援するため以下の相談事業(以下「相談事業」という。)を行う。

(相談事業の内容)

- ① 民間非営利活動の新たな創出を支援するための個人や企業からの一般社団・財団法人等の設立に関する相談
- ② 公益認定を受けるために必要な手続に関する相談
- ③ 公益法人等の公益活動を行っている法人の運営についての相談

(相談事業の具体的な進め方)

- ① 相談は、相談希望者から電話又はメールで相談の申込みを受け、相談員と相談日時、相談の方式を決定する。
- ② 相談の方式は、相談希望者が当法人へ来訪して相談員と対面で行う面談相談と電話相談又はオンライン相談のいずれの方式も可とし、相談時間は1回当たり1時間以内とし、相談料は会員・非会員を問わず何回でも無料で受けることができる。
- ③ 相談員は、当法人の公益法人研究室員(学者・弁護士・公認会計士・税理士・行政書士等資格を有する者又はそれに準ずる者)で公益法人の調査・研究をする専門的知識のある者から理事長が選任する。相談員が相談を担当しても当法人から相談員に対する報酬の支払はない。
- ④ 相談内容の細目・相談員体制

(相談内容の細目)

相談内容は、下のとおり、一般法人の設立、公益認定申請、法人運営、会計、税務相談を中心に、下記の項目について行う。

- a 一般社団法人・一般財団法人の設立及び公益認定申請手続
一般法人を設立した後、公益認定を受けることに関する手続等
- b 法人運営
 - ・法人運営
社員総会・評議員会・理事会の招集・開催、役員の改選、役員の責任と役割等
 - ・行政庁への手続等
定期提出書類、変更認定・変更認可等各種申請届出等
- c 会計
 - ・予算書、計算書類等の作成方法
 - ・区分経理と経費・人件費の配賦
- d 税務
 - ・法人税、消費税等の処理
 - ・個人寄附金の所得控除／税額控除
 - ・法人寄附金の税務

相談員は、以下の者で構成される。

- ・千賀 修一(虎ノ門法律経済事務所所長・弁護士・税理士)
- ・井上 彰(中央大学名誉教授・元大学副学長・公益財団法人公益事業支援協会
公益法人 研究室長)
- ・久留美文朗(公認会計士・内閣府公益認定等委員会に7年間勤務そのうち5年間
相談業務を担当)
- ・出口 正之(国立民族学博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授・公益
財団法人公益事業支援協会 大阪支部 支部長・元内閣府公益認定等委員会委員
(第1期・第2期)・元大阪府公益認定等委員会委員長。有資格者の補助を担当)
- ・石田榮仁郎
(近畿大学名誉教授・元同大学法学部長・弁護士・公益財団法人公益事業支援協
会 大阪支部 副支部長)
- ・網中 政機(名城大学名誉教授・元同大学学長・弁護士・公益財団法人公益事業
支援協会 名古屋支部 支部長)
- ・内山 英治(行政書士・社会保険労務士)

・山本 雅也(行政書士)

・横井 俊祐(行政書士)

2. 公益活動の普及啓発事業

(1) セミナー事業

本年度は5回開催する。セミナー参加料は全て無料とする。

公益認定法改正の解説と公益認定申請を促進するためのセミナー

- ① 対 象 公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員
- ② セミナー講師 理事長千賀修一と出口正之、当法人大阪支部長が行う。
- ③ 開催する場所は、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌において各1回開催する。

(2) 調査研究事業

公益活動を行う組織の普及啓発を推進するため下記事項の調査研究を行う。

(調査研究内容)

- (1) わが国における公益活動を行っている組織・団体の歴史を調査研究(平安時代から現在に至るまで)
- (2) わが国における公益法人及び非営利法人に関する法制及び運営の研究及び諸外国における非営利法人法制及び運営の調査研究
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律・公益認定法の研究
- (4) わが国における大規模法人と中規模法人、小規模法人を分析し、どのような公益法人がどの規模でどのような公益活動を行っているか調査研究
- (5) 一般法人が公益認定申請をするときに必要な公益認定申請時にどの点に苦勞しそれに対しどう対処しているかについての調査・研究
- (6) 公益法人の合併・解散についての調査・研究
- (7) その他「公益の増進」を推進するために必要な公益法人制度の調査・研究

(研究室の設置)

前記の調査研究をするため当法人内に公益法人研究室を設置している。研究室は以下の構成員により調査研究を行う。

・研究室員

第1項の調査・研究をすることについて意欲と専門知識を有する者(学者・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士等の資格を有する者又はそれに準ずる者)が研究室の研究員となって研究する。

・研究員

公益法人制度について調査研究したい者は、資格等要件は設けておらず、誰でも研究員となることができる。また、公益法人を設立して公益活動をしたいと思う人は、いつでも研究員になることができる。

(調査研究結果の公表)

調査研究結果はホームページ又は出版物により公表する。

(3) 出版事業

助成財団ガイドブック・大規模法人500ガイドブック・公益法人白書を出版する。いずれも、令和6年度に発行した、小規模公益法人500と同様、国会議員・国務大臣・最高裁判所裁判官・衆・参議院法制局・内閣法制局・裁判所図書室・政府行政庁図書室・都道府県知事・経済団体(経団連・経済同友会・商工会議所)・内閣府・都道府県公益認定等委員会委員及び担当者・マスコミ各社・全国都道府県立図書館・公益活動を行っているロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、大学および大学院図書館。全国の公立図書館、その他公益活動を行っている団体・個人等に対して、合計12,000冊以上寄贈する予定である。

(4)助成事業

a.国内外の災害に対する緊急支援のほか、公益認定申請を行う予定である一般法人に対して、申請補助費用として50万円を助成するプログラムを実施する。以下に募集要項の概要を記す。

(a) 助成団体の対象

以下のいずれかの法人で、公益の増進を進めるために、公益認定を申請しようとする法人

- ① 旧制度の公益法人で2006年の改革で一般法人へ移行した移行法人
- ② 現在一般法人として活動している法人
- ③ 新規に法人を設立して公益認定を申請することを考えている団体
- ④ NPO法人の事業を、一般法人を設立して承継して公益認定を申請しようと考えている団体

- ⑤ 公益認定を申請する所轄行政庁は、内閣府又は都道府県のいずれも可とする。

(b)助成金給付内容

- (1) 給付助成金の額 1 法人 50 万円
(2) 助成金の使途

公益認定に関して必要な費用及び公益目的事業運営に関わる全ての費用に助成金を充当できます。これから一般法人を設立して公益認定を申請する法人において、登記申請に関する司法書士報酬や登記費用、公益認定申請に要する行政書士等の代理人に支払う報酬等に充てることができます。

(c)助成団体選考基準

下記を勘案して総合的に決定する。

- ① 公益認定を申請して公益の増進を図ることが事業計画書等に記載されている公益目的事業を実施できる体制が整っていること。
② 公益認定法に定められている公益目的事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(d)応募期間・申請方法

2024 年 10 月 1 日以降、随時申請を受け付けている。

申請に当たっては別途申請書、及び役員履歴書をダウンロードして必要事項を記載の上、PDF ファイルにして koujyo@pusa.jp に送付してもらう。

助成が 100 件に達した段階で本助成制度は終了するが、さらに延長することもあるため、その際にはホームページに掲載する。

b. 令和6年 1 月 1 日能登半島地震により各地で甚大な被害が発生し、被災された方を支援するため支援金の募集も引き続き行う。その際は、別途募集要項を掲載する。

第 2. 財源等

相談事業、セミナー事業、調査研究事業、出版事業、助成事業のすべてには、基本財産である株式の配当金及び寄附金をあてる。

以上